

## ピフェントリンの水質モニタリングデータと当面のリスク管理措置

### （水産動植物の被害防止に係る登録保留基準関係）（案）

ピフェントリンについては、水産動植物被害防止に係る農薬登録保留基準値案（以下、「水産基準値案」という。）が $0.0058 \mu\text{g/L}$ 、水産PECが $0.0026 \mu\text{g/L}$ （非水田PEC<sub>Tier1</sub>）と、水産基準値案と水産PECが近接していたことから、「水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値案と環境中予測濃度（水産PEC）が近接している場合の対応について」（平成23年10月11日中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第27回）了承）に基づき、水質モニタリング調査データ等を確認したところ、申請者より1のとおり報告がなされたことから当面のリスク管理措置を2のとおりとする。

#### 1 ピフェントリンの水質モニタリングデータ

具体的な調査方法は以下の表のとおりである。

調査実施地域	長野県犀川流域
調査実施時期	H21.4.17～7.28
調査対象河川及び評価地点	上部観測点：梓川（梓川橋） 動態観測点1：黒沢川（真々部山道橋） 動態観測点2：穂高川（常磐橋） 評価地点：犀川、犀川橋（環境基準点）
調査実施地域の選定根拠	ピフェントリン水和剤の出荷量が北海道に次いで多い長野県を対象として、ピフェントリン水和剤に適用のある「りんご」の栽培地帯を選定した。
調査期間の妥当性	調査実施地域ではりんごの落花後の5月中旬から6月頃に使用されている。
採水回数	16回

調査地域において採水した試料をろ過、固相抽出カラムで精製した後、高速液体クロマトグラフ質量分析計で定量した。定量結果は別紙1のとおりであり、調査実施期間中の全地点において定量限界未満（ $<0.005 \mu\text{g/L}$ ）であった。

#### 2 当面のリスク管理措置

1のモニタリングデータより、検出は認められなかったが、当面のリスク管理措置については原体の輸入量等も鑑みるとともに、分析法の開発も含め計画的な水質モニタリングの実施について検討することとする。

## 調査結果

採水日	濃度（単位：μg/L）				比流量 (m <sup>3</sup> /s/100km <sup>2</sup> )
	上流部観測点	動態観測点 1	動態観測点 2	評価地点	
4月17日	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-
4月22日	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	8.5
4月28日	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	9.2
5月 7日	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	8.6
5月12日	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	9.4
5月19日	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	11.6
5月26日	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	9.1
6月 2日	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	9.1
6月 9日	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	7.4
6月16日	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	5.5
6月27日	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	7.6
6月30日	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	10.3
7月 7日	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	9.1
7月14日	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	6.2
7月22日	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	9.9
7月28日	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	14.9

事務局算出値